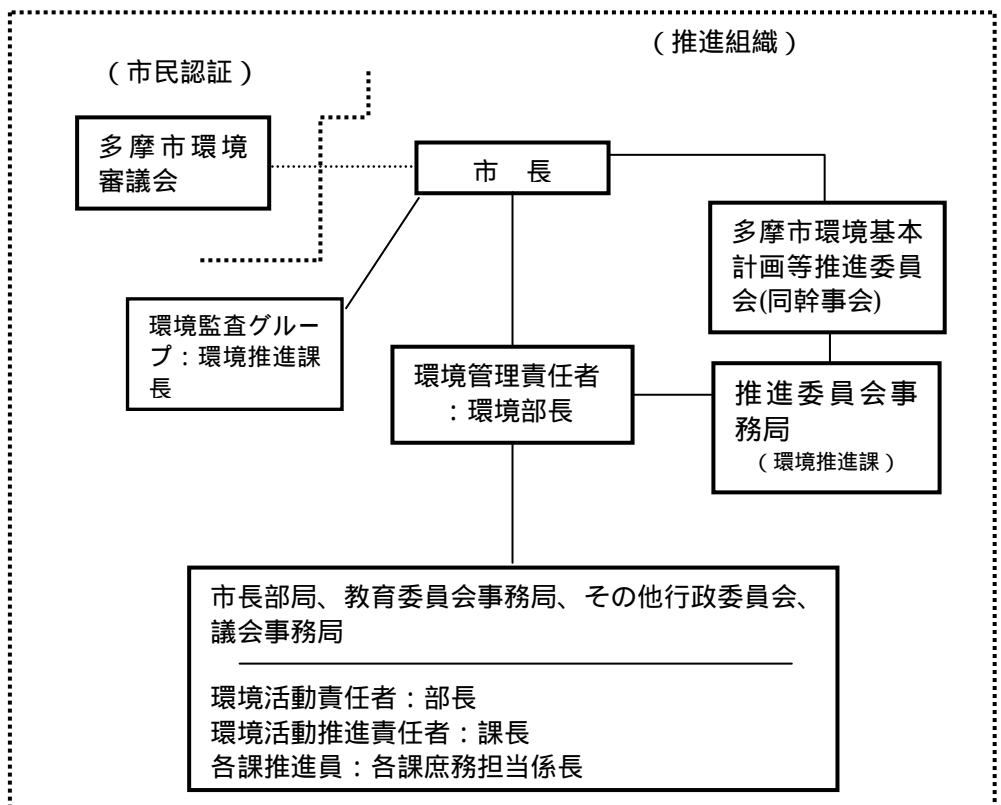


第3章 環境保全施策等の取組体制

平成15年3月に多摩市環境マネジメントシステムを構築し、その中で環境保全施策等に関する推進体制、内部監査および市民認証に関する組織・手順等をさだめ、運用をはじめています。

(1) 推進体制等の整備



多摩市環境基本計画等推進委員会（平成18年7月より収入役が廃止になり、副市長2人体制となる）

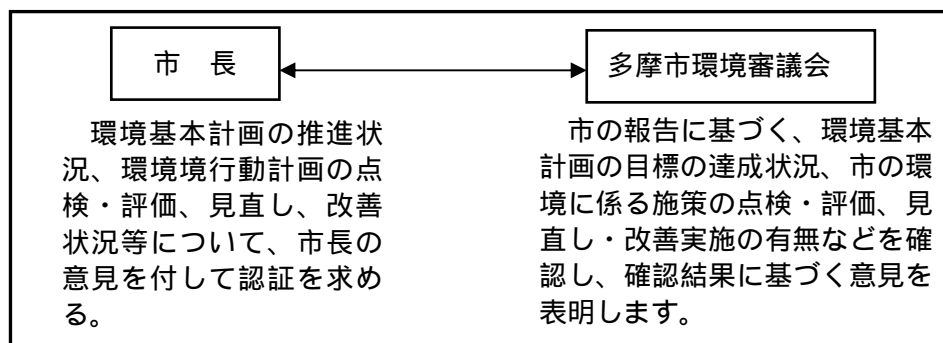
委員長	環境部に関する事務を所掌する副市長
副委員長	環境部に関する事務を所掌する副市長以外の副市長、教育長
委員	各部部長
事務局	環境部
役割	市の環境施策等の基本方針、施策の検討・審議機関 ・多摩市環境基本計画の推進に係る重要施策の決定及び総合調整、環境施策の進捗状況の評価及び見直し ・地球温暖化対策実行計画の策定及び見直し ・多摩市環境マネジメントシステムの見直し 等

(2) 市民認証制度

環境保全施策等について、市内部で点検・評価、見直し・改善、内部監査を実施しますが、その結果について、「多摩市環境審議会」に示し、審議会の認証（確認）を得る制度を導入しました。

国際環境規格である ISO14001 では、環境マネジメントシステムによる取組の客観性・透明性を保つため、第三者機関である認証機関の外部審査を受けます。これに対し、多摩市では認証機関に替えて市民・事業者・有識者で構成する環境審議会の認証（確認）を受けることとしました。

市民認証制度



多摩市環境審議会

多摩市環境基本条例第 18 条に基づき、環境保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための市長の附属機関。

(3) 自己点検と内部監査

自己点検による評価・見直し

毎年度、環境基本計画の目標の達成状況や環境行動計画の実施状況について、担当部局を中心に、環境マネジメントマニュアルにそって点検・評価を行い、次に示すような場合には見直し・改善を行います。

- ・ 目標が達成されておらず、対策が講じられていない
- ・ 放置すると目標が達成できない恐れがある
- ・ 推進手法が遵守されていない
- ・ 推進手法に不備があり、取組が適正に実施されていない
- ・ 法律等に基づく遵守事項や基準値を超えたことが確認されたにもかかわらず、その後の対策がとられていない
- ・ 環境マニュアルに定める手順が遵守されていない

内部監査

市長が任命する内部監査員により、毎年度定期的に、環境基本計画や環境行動計画について、環境マネジメントマニュアルの手順に沿って、点検・評価、見直し、改善がきちんと実施されているかを第三者的な立場からチェックします。

(4) 環境会計 (試算)

平成 15 年度までは、環境部の施策を対象にした「環境会計 (試算)」を掲載していましたが、平成 16 年度から掲載していません。

環境会計は環境部だけでなく多摩市全体の行政事務について作成することを目標にしてきました。しかし、現時点では、統一された方法が確立されておらず、多岐に渡る行政事務の中から環境関連事務を抜き出し、また、事業に関わる人件費の積算など、環境会計を作成するためには職員の事務作業が膨大なものとなり、費用対効果を勘案すると難しいと判断しました。

今後は、環境会計基準の進捗状況、および他の自治体の作成状況や作成方法等の検討を行うこととし、今年度の環境会計の作成および掲載は中止します。